

現行			
第1条	三菱ＵＦＪダイレクト		
	6項	1号	
			本サービスの利用にあたっては、当行所定の本サービス利用手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。この場合、当行は本サービス利用手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに、本サービスについて当行所定の方法により届け出ていただく「代表口座」から当行所定の日に自動的に引き落としします。 「代表口座」として届け出る口座は当行に開設したお客さま名義の普通預金（総合口座取引の普通預金口座を含みます）口座に限ります（ただし屋号付きの名義の口座は届け出できません）。
第2条	本人確認		
	1項	5号	
			本条第5項に規定するEメールによるワンタイムパスワード
	1項	6号	
			本条第6項に規定するワンタイムパスワード（本条第5項に規定するEメールによるワンタイムパスワードとは別に定めるものをいいます）
	5項		Eメールによるワンタイムパスワード
			お客さまが本サービスをご利用の際、当行は都度指定する番号（以下、「Eメールによるワンタイムパスワード」といいます）をお客さまの届出Eメールアドレス宛に通知する場合があります。Eメールによるワンタイムパスワードは他人に知られないように管理してください。
	9項		紛失・盗難等
		1号	以下の場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の方法により届け出てください。 この届け出に対し、当行は所定の手続きを行い、本サービスの当行所定の範囲について利用停止の措置を講じます。当行はこの届け出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、責任を負いません。 ①お客さまがご契約カードや当行所定のアプリケーションをダウンロードしたパーソナルコンピューター、ワンタイムパスワードアプリをインストールした利用端末、生体情報を登録したアプリ利用端末、ワンタイムパスワードカード等を紛失・盗難などで失った場合 ②お取引の安全性を確保するためご契約番号または確認番号表の変更を行いたい場合 ③ログインパスワードが他人に知られた場合 ④Eメールによるワンタイムパスワードが他人に知られる状態となった場合（届出Eメールアドレスにおいて受信されるメールが他人に閲覧される状態となった場合を含む）
第4条	取引の依頼		
	2項	2号③	
			通帳を紛失または盗取され、その旨を当行所定の方法によりお届いただいた方（本サービスをご登録済みの方に限ります。）が、かんたん手続アプリによりE c o通帳への切替えを行った場合に、切替えにかかる普通預金口座が「代表口座」または「サービス指定口座」として登録されていないものであったときは、自動的に「サービス指定口座」として登録します。
	2項	2号⑤	
			本サービスをご登録済みの方が、かんたん手続アプリにより、印鑑レス口座へ切替えを行った場合に、切替えにかかる普通預金口座が「サービス指定口座」として登録されていないものであったときは、自動的に「サービス指定口座」として登録します。
	4項	1号	
			支払指定口座からの資金の引き落としについては、前項のお客さまから当行への回答の後、当行は振替・振込資金、振込手数料、口座開設資金、外国送金資金、外国送金手数料および諸費用、各解約代り金、償還資金などを預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等なしで引き落としを行います。なお、取引および引落口座が当行所定の範囲内の場合、お客さまの依頼内容の確認に引き続き即時に資金の引き落としを行います。

本件後			
第1条	三菱ＵＦＪダイレクト		
	6項	1号	
			本サービスの利用にあたっては、当行所定の本サービス利用手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。この場合、当行は本サービス利用手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに、本サービスについて当行所定の方法により届け出ていただく「代表口座」および第4条第2項第1号④に定める「サービス指定口座」から当行所定の日に自動的に引き落としします。 「代表口座」として届け出る口座は当行に開設したお客さま名義の普通預金（総合口座取引の普通預金口座を含みます）口座に限ります（ただし屋号付きの名義の口座は届け出できません）。
第2条	本人確認		
	1項	5号	
			本条第5項に規定するショートメッセージ（以下、「SMS」といいます）またはEメールによるワンタイムパスワード
	1項	6号	
			本条第6項に規定するワンタイムパスワード（本条第5項に規定するSMSまたはEメールによるワンタイムパスワードとは別に定めるものをいいます）
	5項		SMSまたはEメールによるワンタイムパスワード
			お客さまが本サービスをご利用の際、当行は都度指定する番号（以下、「SMSまたはEメールによるワンタイムパスワード」といいます）をお客さまの届出携帯電話番号またはEメールアドレス宛に通知する場合があります。SMSまたはEメールによるワンタイムパスワードは他人に知られないように管理してください。
	9項		紛失・盗難等
		1号	以下の場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の方法により届け出てください。 この届け出に対し、当行は所定の手続きを行い、本サービスの当行所定の範囲について利用停止の措置を講じます。当行はこの届け出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、責任を負いません。 ①お客さまがご契約カードや当行所定のアプリケーションをダウンロードしたパーソナルコンピューター、ワンタイムパスワードアプリをインストールした利用端末、生体情報を登録したアプリ利用端末、ワンタイムパスワードカード等を紛失・盗難などで失った場合 ②お取引の安全性を確保するためご契約番号または確認番号表の変更を行いたい場合 ③ログインパスワードが他人に知られた場合 ④SMSまたはEメールによるワンタイムパスワードが他人に知られる状態となった場合（届出携帯電話番号において受信されるSMSまたは届出Eメールアドレスにおいて受信されるメールが他人に閲覧される状態となった場合を含む）
第4条	取引の依頼		
	2項	2号③	
			通帳を紛失または盗取され、その旨を当行所定の方法によりお届いただいた方（本サービスをご登録済みの方に限ります。）が、かんたん手続アプリおよび第39条第1項に定める取引によりE c o通帳への切替えを行った場合に、切替えにかかる普通預金口座が「代表口座」または「サービス指定口座」として登録されていないものであったときは、自動的に「サービス指定口座」として登録します。
	2項	2号⑤	
			本サービスをご登録済みの方が、かんたん手続アプリおよび第39条第1項に定める取引により印鑑レス口座へ切替えを行った場合に、切替えにかかる普通預金口座が「サービス指定口座」として登録されていないものであったときは、自動的に「サービス指定口座」として登録します。
	4項	1号	
			支払指定口座からの資金の引き落としについては、前項のお客さまから当行への回答の後、当行は振替・振込資金、振込手数料、口座開設資金、外国送金資金、外国送金手数料および諸費用、各解約代り金、償還資金、キャッシュカード・通帳再発行手数料などを預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等なしで引き落としを行います。なお、取引および引落口座が当行所定の範囲内の場合、お客さまの依頼内容の確認に引き続き即時に資金の引き落としを行います。

-			
	-	-	-
	-	-	
	-	-	
	-	-	
第39条	海外からのご利用		
第40条	免責事項など		
第41条	番号等の盗用による振込等		
第42条	サービスの利用停止等		
第43条	解約等		
第44条	関係規定の適用・準用		
第45条	規定の変更		
第46条	準拠法・合意管轄		

第39条 三菱UFJダイレクトにおける各種お手続き（スマートフォンアプリにて提供）		
1項		内容
	1号	本サービス上の機能によって、以下のお手続きができます。 ①利用いただけなくなったキャッシュカードおよび三菱UFJデビット（単体型）の再発行 ②通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行 ③紛失・盗難にかかる通帳のEco通帳への切替え ④紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの発見届 ⑤拾得された通帳・キャッシュカードの利用再開 ⑥印鑑の紛失・盗難の届出および印鑑レス口座への切替え
	2号	本機能の利用については、本規定のほか別途定める「三菱UFJダイレクトにおける各種お手続き利用規定」に基づくものとします。
第40条	海外からのご利用	
第41条	免責事項など	
第42条	番号等の盗用による振込等	
第43条	サービスの利用停止等	
第44条	解約等	
第45条	関係規定の適用・準用	
第46条	規定の変更	
第47条	準拠法・合意管轄	